

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案要綱

第一 都市再生特別措置法の一部改正

一 民間都市開発推進機構の行う都市再生事業支援業務及び都市再生整備事業支援業務について、専ら認定事業の施行を目的とする認定事業者等である合同会社に対する出資等の方法による支援ができるものとする。

(第二十九条第一項及び第七十一条第一項関係)

二 市町村は、都道府県が行うこととされている国道又は都道府県道の維持又は修繕であつて市町村が行うことができるものに関する事業に関する事項について、あらかじめ、都道府県に協議し、その同意を得て、都市再生整備計画に記載することができるものとする。

(第四十六条第八項及び第九項関係)

三 市町村は、四の市町村都市再生整備協議会が組織されている場合において、都市再生整備計画を作成しようとするとき又は都道府県に対し都市再生整備計画に記載された事業の実施に関連して必要となる地域地区に関する都市計画で政令で定めるものの決定若しくは変更の要請をしようとするときは、あらかじめ、当該市町村都市再生整備協議会の意見を聴かなければならないものとする。

(第四十六条第十項及び第五十四条第二項関係)

四 市町村、当該市町村の長が指定した六の都市再生整備推進法人、防災街区整備推進機構、中心市街地整備推進機構及び景観整備機構等並びにこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める特定非営利活動法人等は、市町村ごとに、都市再生整備計画及びその実施に関し必要な協議を行うため、市町村都市再生整備協議会（以下「市町村協議会」という。）を組織することができるものとする。

(第四十六条の二関係)

五 認定整備事業者は、市町村協議会に対し、その認定整備事業を円滑かつ確実に施行するために必要な協議を行うことを求めることができるものとする。

(第七十二条関係)

六 市町村長は、特定非営利活動法人又は民法第三十四条の法人であつて、都市再生整備計画の区域内における都市再生基本方針に基づく都市開発事業を施行する特定非営利活動法人等に対する助成その他の業務を行うことができるものと認められるものを、都市再生整備推進法人（以下「推進法人」という。）として指定することができるものとする。

(第七十三条から第七十六条まで関係)

七 民間都市開発推進機構は、推進法人によるその業務の円滑な実施のため、国土交通大臣の承認を受け

て、推進法人が行う都市開発事業を実施する特定非営利活動法人等に対する助成の業務の実施に対する助成その他の業務を行うことができるものとする。こと。
(第七十七条関係)

八 民間都市再生事業計画の認定を申請することができる期限を平成二十四年三月三十一日と規定するものとする。こと。
(附則第三条関係)

九 独立行政法人都市再生機構が行う都市再生整備計画の作成に関する独立行政法人都市再生機構法第十条第三項第五号の業務及び都市再生整備計画に基づく事業の促進を図るために必要な同号の業務を行うことができる期限を平成二十二年三月三十一日と規定するものとする。こと。
(附則第四条関係)

十 その他所要の改正を行うものとする。こと。

第二 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正

一 建替計画の認定基準に、新築する建築物の敷地面積がそれぞれ国土交通省令で定める規模以上であること等を追加するものとする。こと。
(第四条及び第五条関係)

二 独立行政法人都市再生機構は、地方公共団体からの要請に基づき、国土交通大臣の認可を受けて、従前居住者用賃貸住宅の建設等の業務を行うことができるものとする。こと。
(第三十条の二関係)

三 地方住宅供給公社は、委託により、居住安定計画の作成の業務を行うことができるものとする。

(第三十条の三関係)

四 防災再開発促進地区の区域内の土地の区域で都市再開発法第三条の二第二号イ又はロのいずれかに該当するものであって、その面積が〇・二ヘクタール以上〇・五ヘクタール未満のものについては、これを同号に掲げる条件に該当する土地の区域とみなして、同法の規定を適用するものとする。

(第三十条の四関係)

五 防災街区整備地区計画の区域内の土地の区域（現に特定地区防災施設の整備が行われつつあり、又は行われることが確実であると見込まれるものに限る。）において、特定防災機能の確保等を図るため特に必要と認められるときは、特定建築物地区整備計画及び防災街区整備地区整備計画の区域内の用途地帯において定められた総容積の範囲内で、当該特定建築物地区整備計画の区域内の容積率の最高限度については用途地帯において定められた容積率の数値以上のものとして定め、当該防災街区整備地区整備計画の区域内の容積率の最高限度については用途地帯の容積率の最高限度については用途地帯において定められた容積率の数値以下のものとして定めるものとする。

(第三十二条の三関係)

六 防災街区整備事業の施行地区の要件に関し、耐火建築物等の延べ面積の割合の算定に当たり、地震に対する安全性に係る建築基準法等の規定に適合しない耐火建築物であつて、一定規模以上の地震が発生した場合において、その耐火性能が著しく低下するおそれがあるものについては、耐火建築物から除くものとする事。

(第百十八条関係)

七 防災街区整備事業組合は、事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、事業計画の案を組合員に周知させるため必要な措置を講じなければならないものとする事その他所要の改正を行うものとする事。

(第百三十七条、第百三十九条の二、第百四十八条、第百五十一条及び第百五十二条関係)

八 防災再開発促進地区の区域内の土地の土地所有者等は、全員の合意により、避難経路協定を締結することができるとし、当該避難経路協定は、市町村長の認可を受け、公告された後においては、当該避難経路協定区域内の土地所有者等となつた者に対してもその効力があるものとする事。

(第百八十九条から第百九十九条まで関係)

九 その他所要の改正を行うものとする事。

第三 道路法の一部改正

一 指定市以外の市町村は、快適な生活環境の確保等を図るため、当該市町村の区域内に存する国道又は都道府県道である歩道等の新設、改築、維持又は修繕を都道府県に代わって行うことが適当であると認められる場合においては、都道府県に協議し、その同意を得て、これを行うことができるものとする。

(第十七条、第二十七条第二項及び第九十七条関係)

二 道路管理者は、道路の附属物である自転車駐車場に自転車を駐車させる者から、駐車料金を徴収することができるとすること。

(第二十四条の二及び第二十四条の三関係)

三 並木、街灯その他道路の管理上当該道路の区域内に設けることが必要な工作物等で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動法人等が設けるものの道路の占用の許可については、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであるとの基準を適用しないものとする。

(第三十三条第二項関係)

四 市町村は、当該市町村の区域内に存する道路の道路管理者に対し、道路の附属物である自転車駐車場の道路上における設置その他の歩行者の通行の安全の確保に資するものとして政令で定める道路の改築を行うことを要請することができるものとする。

(第四十七条の五関係)

五 道路管理者は、その管理する道路に並木、街灯その他道路の通行者等の利便の確保に資する工作物等を設けることが困難である場合において、当該道路の通行者等の利便の確保のため必要があると認めるときは、協定を締結して、当該道路の区域外にあるそれらの工作物等の管理を行うことができるものとする。

(第四十八条の十七から第四十八条の十九まで関係)

六 その他所要の改正を行うものとする。

第四 建築基準法の一部改正

一 区域を区分して建築物の容積を適正に配分する防災街区整備地区計画の区域内の建築物（容積率の最高限度が用途地域において定められた容積率を超えるものとして定められた特定建築物地区整備計画の区域内の建築物にあつては、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものに限る。）については、当該防災街区整備地区計画において定められた容積率の最高限度を適用するものとする。

(第六十八条の五の二関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。

第五 附則

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第一の一、八及び九に関する規定は、平成十九年四月一日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を定めるものとする。

(附則第二条から第五条まで関係)

三 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第二から第四までの規定による改正後の規定の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第六条関係)

四 その他所要の改正を行うものとする。

(附則第七条から第十五条まで関係)